

建設工事等請負契約に係る 財務規則第 143 条第 3 号による契約保証金免除の取扱い

建設工事請負契約等に係る契約保証金取扱要領（以下「要領」という。）4 (2) の財務規則第 143 条第 3 号による契約保証金免除の取扱いは次のとおりとする。

1 当初契約の場合

次により契約保証金を免除できるものとする。

なお、契約金額が 500 万円以上の場合は、契約保証金の免除は認めない。

契約金額の区分	契約保証金免除の要件
契約金額 500 万円未満	契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたとき。

2 変更契約の場合

(1) 当該変更前の契約金総額が 500 万円未満の場合は、次により契約保証金を免除できるものとする。

なお、保証金を納付（当該変更前に変更契約があり保証金の一部が納付されている場合を含む。）している場合には、納付している保証金に相応する契約金額（以下「納付相応契約金額」という。）と変更後の契約金総額の差額に係る契約保証金を免除できるものとする。

また、当該変更前の契約保証金が、財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号により免除されている場合は、次の記載にかかわらず要領 4 (1)②により取扱うこととする。

契約金額の区分	当該変更前の保証金の状況	契約保証金免除の要件
① 変更後の契約金総額 500 万円未満	変更前の保証金が、納付されているか、免除されているかを問わない	契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び増額変更後の契約金総額に対して規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたとき。
② 変更後の契約金総額 500 万円以上	(ア) 納付がある場合 （一部納付（一部免除）されている場合を含む） ----- (イ) 保証金の全額について免除されている場合	増額変更後の契約金総額から納付相応契約金額を減じた金額が、納付相応契約金額の 10 分の 3 以下であるときに限り、契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び増額変更後の契約金総額に対して規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたとき。 ----- 変更による増額分（複数回の変更の場合は、変更による増額の累計額。）が、当初契約金額の 10 分の 3 以下で、かつ、工事の出来高が変更後の契約金総額の 2 分の 1 以上であるときに限り、契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び増額変更後の契約金総額に対して規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたとき。

(2) 当初契約金額（変更前の契約金総額）が500万円以上の場合は、次により契約保証金を免除できるものとする。

なお、契約保証金を納付している場合には、納付相応契約金額と変更後の契約金総額の差額に係る契約保証金を免除できるものとする。

また、当該変更前の契約保証金が、財務規則第143条第1号又は2号により免除されている場合は、次の記載にかかわらず要領4(1)②により取り扱うこととする。

変更前の契約における保証金	契約保証金免除の要件
納付がある場合 (一部納付(一部免除)されている場合を含む)	上記2(1)②(ア)の契約保証金免除の要件を満たしたとき。
上記2(1)②(イ)により保証金の全額について免除されている場合	上記2(1)②(イ)の契約保証金免除の要件を満たしたとき。

(別紙 1 の参考)

財務規則第 143 条第 3 号による保証金免除の具体例

(納付=現金納付又は担保の提供)

(例 1)

契約区分	契約額 (契約金総額) (千円)	増加額 (千円)	対当初 増額率	増 加 累計額 (千円)	対納付済 増加率	契約保証金		
						納付・免除 の別	納付額 (千円)	納付累計 (千円)
当初契約	30,000				—	納付	3,000	3,000
変更(1)	40,050	10,500	35.00%	10,500	—	納付	1,050	4,050
変更(2)	50,500	10,000	68.33%	20,500	24.69%	免除		
変更(3)	55,000	4,500	83.33%	25,000	35.80%	納付 (免除不可)	1,450	5,500
変更(4)	56,000	1,000	86.67%	26,000	1.82%	免除可能		

- 変更(1)に係る変更増額分(10,500千円)が納付相応契約金額(当初契約額)(30,000千円)の10分の3を超え(35.0%)免除できないため納付(1,050千円)した。
- 変更(2)に係る増額変更後の契約金総額から納付相応契約金額(40,500千円)を減じた金額(10,000千円)は、納付相応契約金額の10分の3以下(24.69%)であるので免除(1,000千円)した。
- 変更(3)に係る増額変更後の契約金総額から納付相応契約金額(40,500千円)を減じた金額(14,500千円)は、納付相応契約金額の10分の3を超える(35.80%)ため免除できない。
増額変更後の契約金総額(55,000千円)の1割以上となるよう追加納付(1,450千円)した。
- 変更(4)に係る増額変更後の契約金総額から納付相応契約金額(55,000千円)を減じた金額(1,000千円)は、納付相応契約金額の10分の3以下(1.82%)であるので免除(100千円)できる。

(例 2)

	契約額 (契約金総額) (千円)	増加額 (千円)	対当初 増額率	増 加 累計額 (千円)	対納付済 増加率	工事 出来高 (千円)	契約保証金		
							納付・免除 の別	納付額 (千円)	納付累計 (千円)
当初契約	4,600						免除		
変更(1)	4,900	300	6.52%	300		2,000	免除		
変更(2)	5,750	850	25.00%	1,150		3,000	免除		
変更(3)	6,000	250	30.43%	1,400	—	4,000	納付 (免除不可)	600	600
変更(4)	7,700	1,700	67.39%	3,100	28.33%	5,000	免除可能		

- 変更(1)に係る増額は、変更後の契約総額が500万円未満であるので免除した。
- 変更(2)に係る増額分(1,150千円)は、当初契約金額の10分の3以下で、かつ、工事の出来高が変更後の契約金総額の2分の1(2,875千円)以上(3,000千円)であるので免除(575千円)した。
- 変更(3)に係る増額分(1,400千円)は、当初契約金額の10分の3を超えるため免除できない。
増額変更後の契約金総額(6,000千円)の1割以上となるよう納付(600千円)した。
- 変更(4)に係る増額変更後の契約金総額から納付相応契約金額を減じた金額(1,700千円)は、納付相応契約金額(6,000千円)の10分の3以下(28.33%)であるので免除(170千円)できる。